

6 産業廃棄物の不適正保管と土砂等の不適正な埋立てへの対応について

解体工事業者が、家屋解体工事等に伴い生じた廃棄物を長期にわたって自社の資材置場等に大量に保管する不適正保管事案は、景観を破壊するのみならず、火災、悪臭、害虫発生等の温床になる潜在的な危険性をはらんでおり、不法投棄と同様に、大きな社会問題となっている。

このような不適正保管事案については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理基準違反として、行政指導や改善命令により対応しているところである。

しかしながら、産業廃棄物処理基準違反は、不法投棄のような直罰規定がなく、また、改善命令違反に対する罰則は、必ずしも重いものとはいえないため、十分な抑止力となっていない。

さらに、建設工事等により発生する土砂等については、その運搬や埋立て等の処理について規制する法律がないことなどから、土砂等が不適正に野積みされて、崩壊の危険性が発生し、あるいは高アルカリ性を呈するなど、周辺水域への影響が懸念される事例が見受けられる。

このため、県や市町村は、「土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（いわゆる「残土条例」）を制定し、埋立て等に用いる土砂等の性質や施工方法などを規制しているが、土砂等は県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない。

については、廃棄物の不適正保管事案や土砂等の不適正な埋立て等から生活環境を保全し、災害を防止するため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 産業廃棄物の不適正保管の厳罰化について

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対する罰則規定についても、十分な抑止力となるよう罰則を強化すること。

2 土砂等の適正管理のための法制度の整備について

- (1) 土砂等の搬入、埋立て等については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。
- (2) 不適正な処理を行った者に対する抑止力をもった罰則規定（法人重課を含む。）を定めること。
- (3) 不適正な処理に対して迅速に行為の停止や改善を指導するため、行為地等への立入検査等の必要な権限に関する規定を定めること。